

# 志木市立宗岡第三小学校 いじめ防止基本方針

平成26年5月19日策定

平成27年8月25日改訂

## 1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

いじめは、子どもたちが人間として尊重され、成長し、発達する権利を侵害するものであり、絶対に許されない行為である。

いじめとは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」です。

そして、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものです。

(平成18年度 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より抜粋)

上記の考え方のもと、いじめは重大な人権侵害でありながらも「どの学校・どの学級・どの子どもにも起こりうる」という基本認識に立ち、本校児童がいじめのない明るい楽しい学校生活を送ることができるように、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

## 2 学校いじめ防止基本方針の策定

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

本校は、法の趣旨を踏まえ、国・埼玉県・志木市の基本方針を参酌し、本校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。また、策定後は速やかに公表し、保護者、地域の理解と協力が得られるようにする。

## 3 いじめ防止等に取り組む校内組織

第22条 学校は、当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

本校は、本校の実情に応じ、いじめ防止等の対策を実効的に行うための常設の組織として「宗岡第三小学校いじめ問題対策委員会」（以下「対策委員会」という。）を設置する。構成員は、管理職、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭等とし、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の心理や福祉の専門家も参加するものとする。

対策委員会は、管理職以下全教職員でいじめ防止等の共通理解を図り、教育委員会と適切に連携し、学校全体でいじめ対策を行う中核となる役割を担う。また、学校基本方針が学校の実情に即して機能しているかを点検し、必要に応じて見直す主体となる。

#### 4 いじめの未然防止のための取組

- (1) いじめを許さない学級作りに励む。
  - ① 話し合いなどを通して、いじめについて考える機会を積極的に持つ。
  - ② 児童同士の問題行動を、見て見ぬふりをしない指導をする。
  - ③ 自らの意志によって、正しい判断のもと正しい行動がとれるよう指導する。
  - ④ 教師は、いじめは許さないという毅然とした姿勢を示す。
  - ⑤ 特別活動を通して、好ましい人間関係を築く。
  - ⑥ 学校・学年行事を通して、学級の連帯感を育てる。
- (2) 児童の規範意識を高め、児童自身がいじめを許さない豊かな心を育成する。
  - ① 児童会が主体となり、いじめゼロ運動等のいじめ根絶に向けた取り組みを行う。
  - ② 朝のあいさつ運動を推進し、思いやりや感謝の心を持って周囲に応えようとする心を高める。
  - ③ 校内美化に励み、豊かな心を育てる環境整備に努める。
    - ア 掃除の合言葉として「もくもく すみずみ きびきび」を掲げ、無言清掃を推進する。
    - イ PTAとの協力で全児童が花を育てたり、詩を書いたりして「花とポエムの宗三小」を推進する。
  - ④ 規範意識の重点をまとめた「必ず守る 宗三小10の決まり」を掲げ、全校において指導の徹底を図る。
- (3) 全教育活動において道德教育の充実を図る。
  - ① あらゆる教育活動を通じて、児童の豊かな情操と道德心を培うため、全教職員の共通理解のもと、道德教育を充実させる。
  - ② ソーシャルスキルトレーニングやアサーション等を適切に学習指導に取り込み、児童が自尊感情を育み、明るく楽しい学校生活を送ることができるようにする。
  - ③ 始業式などの儀式的行事においていじめに触れ、「いじめは許さない」という意識を涵養する。
- (4) 互いに尊重し合う意識を高める人権教育を推進する。
  - ・自分や他の人の個性や生命を大切にする気持ちを養い、人権を尊重する教育を推進する。
- (5) 児童が主体となって、心豊かに生活できる学校づくりを目指す。
  - ① 縦割り運動のより一層の充実を図る。
    - ・「全校遠足」をはじめ、「遊びの玉手箱」「宗三祭り」と異年齢集団で活動する中で、思いやりや他者理解への心を育む。
  - ② 学ぶ喜びを味わう学習指導を実践する。
    - ・児童が主体的に考え、判断し、表現する学習を通して、児童が学ぶ喜びを味わうことができる授業を展開する。
  - ③ 子どもの主体的な活動に基づく児童会活動を推進する。
    - ・児童会において、いじめ撲滅や命の大切さを呼びかける募金活動など、児童自身の主体的な活動を推進する。
- (6) 教職員自身が指導力の向上に努める。
  - ・いじめの兆しを早期発見する目を養うとともに、いじめ問題に適切に対応する指導力の向上を目指す。
  - 「彩の国生徒指導ハンドブック New!s」等を活用したいじめに関する研修会を実施することで、児童の生徒指導へと生かす。
- (7) 保護者・地域との連携を強め、啓発の促進に努める。
  - ① 本校でのいじめの実態や対応方針等について、学校だよりや保護者会、ホームページ等を通じて積極的に情報を発信し、学校と保護者、地域が一体となったいじめ対応の体制を構築する。
  - ② 学校公開日にいじめ問題や命の大切さ、ネットモラル等の講習会を開催し、保護者とともに問題を考える場を持つ。

(8) 校種間および関係機関との一層の連携を図る。

- ① 幼保小中連携の視点も踏まえ、適切な時期に異校種間でいじめに関わる情報連携を行う。
- ② サポートセンター、子育て支援課、福祉課、児童相談所及び警察署等との情報共有と行動連携を継続的に行う。

## 5 いじめの早期発見のための取組

- (1) 教職員は日常的に児童の行動観察をし、問題行動が疑われる場合迅速に教育相談を行う。常に保護者と情報連携を図りながら、児童の変化の把握に努める。
- (2) 児童に問題行動が疑われる場合、担任だけで対応や判断をせず、学年やブロック、生徒指導委員会等の場において情報を共有し、複数の目で当該児童を見守る。
- (3) いじめの早期発見、適切な把握のために「いじめアンケート（本校では「生活アンケート）」を各学期1回行う。いじめが疑われる場合、迅速に事実確認を行い、管理職の判断の下対策委員会を開催する。
- (4) 児童・保護者・教職員の三者が、いじめに係る悩み等を抵抗なくいつでも相談できる、風通しのよい体制を整備する。

## 6 いじめへの対処

通報等によりいじめの実態を把握した場合、いじめ対応マニュアルに基づき、対策委員会を中心に迅速かつ組織的に事実確認を行い、直ちにいじめをやめさせるとともに、次の対応により再発防止に努める。

- (1) いじめを受けた児童に対する支援、並びにその保護者に対する情報提供と支援を行う。
- (2) いじめを行った児童に対する指導、並びにその保護者に対する助言を行う。
- (3) 周りではやし立てる児童・見て見ぬふりをする児童等の傍観者は、いじめ行為への加担と同じであることに気付かせる指導を行う。
- (4) いじめを受けた児童に対しては、安心して学校教育を受けられるようにするために、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・相談員及び養護教諭と連携を取りながら心のケアをする。
- (5) インターネットを通じて行われる不適切な書き込み等については、被害の拡大を防ぐため、学校全体での指導とともに直ちに削除要請等の措置を行い、必要に応じて教育委員会その他の関係機関等の協力や援助を求める。
- (6) (5) のような事案を含めて、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときには、警察署との適切な連携を図る。

## 7 重大事態への対処

重大事態とは、いじめを受けている児童が自殺を企図した場合、身体に重大な障害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合、(30日を目安として)相当期間の学校欠席を余儀なくされている場合などが想定される。(法第28条)

重大事態が発生した場合(または疑いがある場合)、次の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。(法第30条1項)
- (2) 学校は対策委員会を中心としてその事態に対処するとともに、事実関係を明確にするための調査を実施する。(法第28条1項に基づく)
- (3) 学校が主体の調査では十分な結果を得られないと教育委員会が判断するときや、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるようなときは、教育委員会が調査を実施する。
- (4) 調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。

# 宗三小 いじめ問題 組織対応マニュアル

